

# 障害保健福祉施策の動向

平成23年6月6日

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課  
課長 土生 栄二

# 目 次

東日本大震災における対応について . . . . .	3
障がい者制度改革推進会議等の状況について . . . . .	10
障害者自立支援法等の改正について . . . . .	21
平成23年度予算の概要について . . . . .	51
新体系サービスへの移行等について . . . . .	58
第3期障害福祉計画について . . . . .	75
介護職員等によるたんの吸引等の実施のための 制度の在り方等について . . . . .	83
福祉・介護人材の処遇改善について . . . . .	95
障害者虐待防止対策等について . . . . .	99
障害者の就労支援について . . . . .	103

# 東日本大震災における対応について

本資料は、平成23年5月23日時点での既存資料を編集したものです。

# 被災された障害者への支援の状況

## 障害者施設の入所者等について

### 【被災地への介護職員等の派遣】

被災地の要請に基づき、他都道府県より**121名の介護職員等を派遣**(岩手12、宮城70、福島39)。

### 【被災障害者の他県での受入れ】

福島県の**494人について、他県で受入れ**中。(千葉県の鴨川青年の家や群馬県の(独)国立のぞみの園等)

### 【被災障害者等への配慮】

障害福祉サービスの利用者負担や入所者の食費・居住費の**自己負担を免除**。

事業者にも**概算による請求を可能にする**など配慮。

## 在宅の障害者について

### 【全体の状況について】

被災者全体については、全国から**日々300人を超える保健師等が派遣され、避難所や家庭訪問において高齢者や障害者等を支援**。(派遣チームの報告によれば、これまで高齢者のべ28,936人、障害者のべ2,273人に支援を実施)。

障害のある方への支援については、**自治体職員や保健師、相談支援専門員等が避難所等を巡回し、必要な方は障害福祉サービスの利用につなげるよう努めている**。

岩手県では、気仙、釜石、宮古の3地域に被災地「障がい者相談支援センター」を設置し、身体障害者手帳等の発行名簿と避難名簿を突合し、避難所や居宅を訪問して障害者の安否確認等を行っている。

### 【視覚障害、聴覚障害、発達障害者等】

コミュニケーション面で特に支援が必要な**視覚障害、聴覚障害、発達障害等の関係団体**が、岩手県、宮城県、福島県に支援本部を設け、**現地の自治体と連携を図りながら巡回支援を行い、安否確認や必要な支援につなげる取組を進めている**。

視覚障害者について、宮城県では県職員、厚労省職員、視覚障害者団体がチームを編成し、安否確認を実施。  
これまで、被災沿岸13市町で、8市町で全員確認済み、4市町で手帳保持者の約9割を確認済み。

聴覚障害者について、聴覚障害者団体が、宮城県では、5月12日までに**750名の安否を確認**(無事736名、死亡14名)。  
福島県では3月30日に**670名の無事を確認**(5月6日現在、県内避難所5名、県外避難所2名、県外避難4名)。

発達障害者について、日本発達障害ネットワーク(JDDネット)が被災地に**専門家チームを派遣**(4月6日～13日:宮城県、福島県に6名派遣。5月7日～13日:岩手県、宮城県に7名派遣)。また、関係団体と連携して3県に相談窓口を設置。

## 避難所等での障害のある方への配慮

視覚や聴覚に障害のある方への、情報の伝達方法や支援の行い方について、周囲の方々にも分かりやすいよう周知。

発達障害のある方は、環境の変化への適応が難しい方がおられることから、そのご家族や支援するの方々に向けて、具体的な声かけの仕方等の支援の方法等に関する情報を、繰り返し周知。4月28日にリーフレットも作成。

避難所等における「心の健康を守るポイント」を情報提供。厚労省の生活支援ニュース等で継続的に周知を図っている。

## 「心のケアチーム」の派遣等

### 【「心のケアチーム」の派遣】（第11回連絡会議(4/19)でも説明)

被災地における心のケアのため、各都道府県の協力を得ながら、精神科医など4～5名で構成される「心のケアチーム」を被災県に派遣している。

現在 41チームを確保。うち29チームが活動中（岩手県13、宮城県10、福島県6）。15チームに児童精神科医。（4月以降、同一地域で同一都道府県等のチームが継続的に支援するよう調整している。）

今後は、地元医療機関や地域の保健福祉サービスの機能の回復・充実が必要となってくるため、厚労省職員を被災県に派遣するなどにより、対応を被災県と相談を進めている。

### 【手話通訳者等の派遣】

全国から手話通訳者等189名が派遣可能となっている。これまで38名を被災県に派遣している。

### 【補聴器等】

関係団体の協力により、補聴器約300台、補聴器用電池約1,000パック、及び修理・点検について無料提供している。関係団体による「障害者等福祉用具支援本部」で補装具・日常生活用具の調整・フィッティング・相談等の支援を実施している。

### 【国立施設での受入れ】

国立リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）等で、頸椎損傷者4名、視覚障害者3名を受け入れている。  
（独）国立のぞみの園（群馬県高崎市）で、被災地の障害者施設の69名を受け入れている（再掲）。

## 第1次補正予算等での対応

### 障害福祉サービスの利用者負担等の特例措置(2.1億円)

- ・障害福祉サービスや施設入所者の食費・居住費の自己負担の免除等を行う市町村等への財政支援。〈特別措置法〉

### 障害者支援施設の災害復旧等(138億円)

- ・被災した障害者支援施設等の復旧に係る施設整備の国庫補助率を引き上げ(1/2→2/3)。〈特別措置法〉
- ・障害者施設における体温調整できない者や人工呼吸器利用者へ対応のため、非常用自家発電機の設置費用を補助。

### 介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し(70億円)

- ・被災地の避難所等において生活する高齢者・障害者等に対して、専門職種による相談・生活支援等を行う費用を補助。
- ・応急仮設住宅等における相談、高齢者等のデイサービス、生活支援等を包括的に提供するサービス拠点の設置・運営に要する費用を補助。

## 今後の課題

### 仮設住宅期

- ・ バリアフリー対応の仮設住宅を整備。障害者のグループホーム等としても活用。
- ・ その際、上記の基金(70億円)等を活用して、仮設住宅や周辺にお住まいの方に向けた専門職種による相談・支援やサービス拠点の設置を促進。
- ・ 地域の拠点医療機関の機能、地域の保健福祉活動の機能の回復を図るためのマンパワー(医師、保健師、精神保健福祉士、心理職、福祉職等)の確保。
- ・ 他県に避難した施設入所者等が地元に戻る希望がある場合、関係県と連携して支援。

### 復興期

- ・ 障害者施設等の復旧と併せて、地域において障害者が安心して暮らせるための、アウトリーチ(訪問支援)を含むサービス基盤体制を再構築していく必要。
- ・ その際、行政だけでなく、医療・福祉関係者、関係団体、NPO等と協働していく必要。

# 平成23年度厚生労働省第一次補正予算の概要 《障害保健福祉部関係抜粋》

## 東日本大震災に係る復旧支援

### 第1 被災者への支援

#### 障害福祉サービスの利用者負担減免等の特別措置

2.1億円

被災した障害者について、障害福祉サービス等の利用者負担の減免や障害者支援施設入所者の食費・居住費の自己負担の減免等を行う場合に、市町村の負担を軽減するための財政支援を行う。

#### 被災した高齢者、障害者への生活支援等

70億円

- 被災地の避難所等において生活する高齢者・障害者等に対して、専門職種（介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等）による相談・生活支援等を行う費用を補助する。
  - 応急仮設住宅等における総合相談、高齢者等のデイサービス、生活支援等を包括的に提供するサービス拠点の設置
  - 運営に要する費用を補助する。
- （以上につき、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し等）

### 第2 被災地の復旧支援及び電力確保対策

#### 社会福祉施設等の災害復旧

129億円

- 被災した障害者支援施設等の復旧に係る施設整備に対する国庫補助率を引き上げ、所要の国庫補助を行う。  
〔 国庫補助率の引上げ 1/2 → 2/3（例：障害者支援施設、グループホーム・ケアホーム、就労継続支援事業等を行う障害福祉サービス事業所など） 〕
- 被災した介護、障害福祉、子育て支援関係事業者等の復旧支援のために、事業再開に要する諸経費の国庫補助を行う。

上記のほか、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき、自治体の財政力に応じ特別の財政援助を行う。

（例：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、保育所、児童養護施設など）

#### 電力確保対策

9億円

停電等に備え、必要な電力が確保できるように、救命救急センター、介護老人保健施設及び重症心身障害児施設等における自家発電設備等の整備に要する費用の国庫補助等を行う。

# 地域支え合い体制づくり事業（被災者生活支援等）

平成23年度第一次補正予算 7,020,870千円

東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的として、被災都道府県に対する介護基盤緊急整備等臨時特例基金（地域支え合い体制づくり事業分）の積み増しを行う。

〔積み増しの対象となる県〕 東日本大震災による災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県

（内訳）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県

## 【事業内容（例）】

### 1 避難所や仮設住宅における専門職種による相談・生活支援等

（例）

- ・ 避難所等（仮設住宅、在宅を含む）の要介護高齢者、障害児者等に対する介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者によるニーズの把握等の必要な情報収集
- ・ 避難所等の障害児者に対する精神保健福祉士、職業指導員や、児童指導員、手話通訳者等の専門職種の者による生活支援や情報支援
- ・ 避難所等において特段の配慮を要する高齢者（認知症高齢者や重度の要介護者等）に対する専門医や介護福祉士等の専門職種の者による相談・援助
- ・ 心の健康を保持するための臨床心理士等による相談活動
- ・ 避難所等から緊急避難的に要介護者をショートステイ等に受け入れる事業
- ・ 被災者を緊急避難的に受け入れ、家賃等の利用者負担の軽減を行う認知症・障害者グループホーム、ケアホームに対する支援を行う事業
- ・ 学校等関係団体との連絡調整
- ・ その他介護支援専門員、保健師、相談支援専門員等の専門職種の者等による被災地における支援に資する事業

【主な対象経費】事業費（専門職種の者に係る人件費、旅費、備品購入費等）等

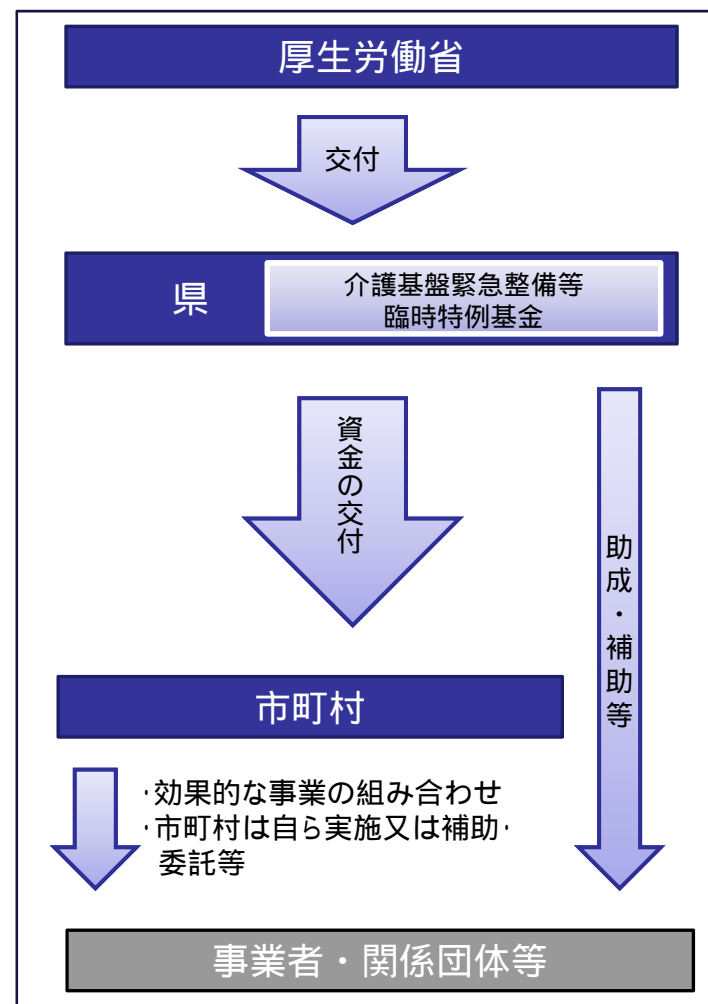
### 2 仮設住宅等の被災地における介護・福祉サービスの拠点づくり等

（例）

- ・ 仮設住宅等の被災地において、高齢者、障害者等をはじめとした被災者同士または被災者と支援者のコミュニティの構築を行う拠点を整備する事業
- ・ 仮設住宅の公共スペース等の活用により、要介護高齢者等に対する総合相談、デイサービス、訪問介護や訪問看護、生活支援、アウトリーチによる相談等を包括的に提供するサポート拠点を整備を推進する事業 等

【主な対象経費】拠点整備に係る経費（改修費、初度設備購入費等）等

## <参考> 事業実施までの流れ





# 障害者施設の非常用自家発電機の設置

23 補正予算額

9.1億円

## 事業概要

障害者施設等には、体温調整ができない者や人工呼吸器による呼吸管理が必要な者が入所しており、停電等により空調設備が稼働しないと生命を脅かす事態が想定されることから、当該施設における非常用自家発電機の設置等を進める。

## 人命に危険を伴う重度障害児者が入所する施設

### ・身体障害者療護施設及び身体障害者更生施設：

筋萎縮性側索硬化症(ALS)や筋ジストロフィー等により、常時人工呼吸器を装着している者も含まれる。また、頸椎損傷者も多く、発汗障害があることから自ら体温調整が不可能なため、エアコンその他の室温調整が常時必要となる。

### ・重症心身障害児施設：

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害児で、人工呼吸器や酸素吸入等が必要で絶えず医療管理下に置くべき者も多い。体温調整もできず、また自ら訴えることができないため、生命を維持するための電力の確保が必要。

### ・肢体不自由児施設：

上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童が治療や訓練のために入所しており、整形外科手術後の医学管理や重症心身障害児と同様に生命維持のための医学的管理が必要な者も多く、電力の確保が必要。

### ・知的障害者更生施設：

知的障害は、感覚過敏性があり温度の急激な変化等により自傷、他害等の行動障害が生じる者もあり、また、自ら体調調整を行うことができない、自ら不調を訴えることができない、結果としててんかんを誘発する等、障害の重度化につながる恐れも大きい。

**上記施設の東北電力及び東京電力管内における施設数** 200施設(自家発電機を保有していない施設数)

対象地域：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、静岡、山梨

### ・国立障害者リハビリテーションセンター-自立支援局伊東重度障害者センター：

利用者の殆どが頸髄損傷者であり、発汗障害があることから自ら体温調整が不可能なため、エアコンその他の室温調整が常時必要となる。

# 障がい者制度改革推進会議等の状況について

## 【障害者保健福祉について】

「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)を制定することとされている。

「障害者総合福祉法(仮称)」は平成25年8月までに実施。

この「障害者総合福祉法(仮称)」の検討のために、平成22年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始したところであり、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者の御意見などを十分に聞きながら、検討を進めていく。

- ・平成21年12月8日、閣議決定により内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置。
- ・平成22年1月12日、第1回「障がい者制度改革推進会議」が開催。
- ・平成22年4月27日、第1回「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が開催。
- ・平成22年6月7日、推進会議において、「障害者制度改革の推進のための基本的方向(第1次意見)」を取りまとめ。同月29日、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定。
- ・平成22年12月17日、推進会議において、「障害者制度改革の推進のための第2次意見」を取りまとめ。

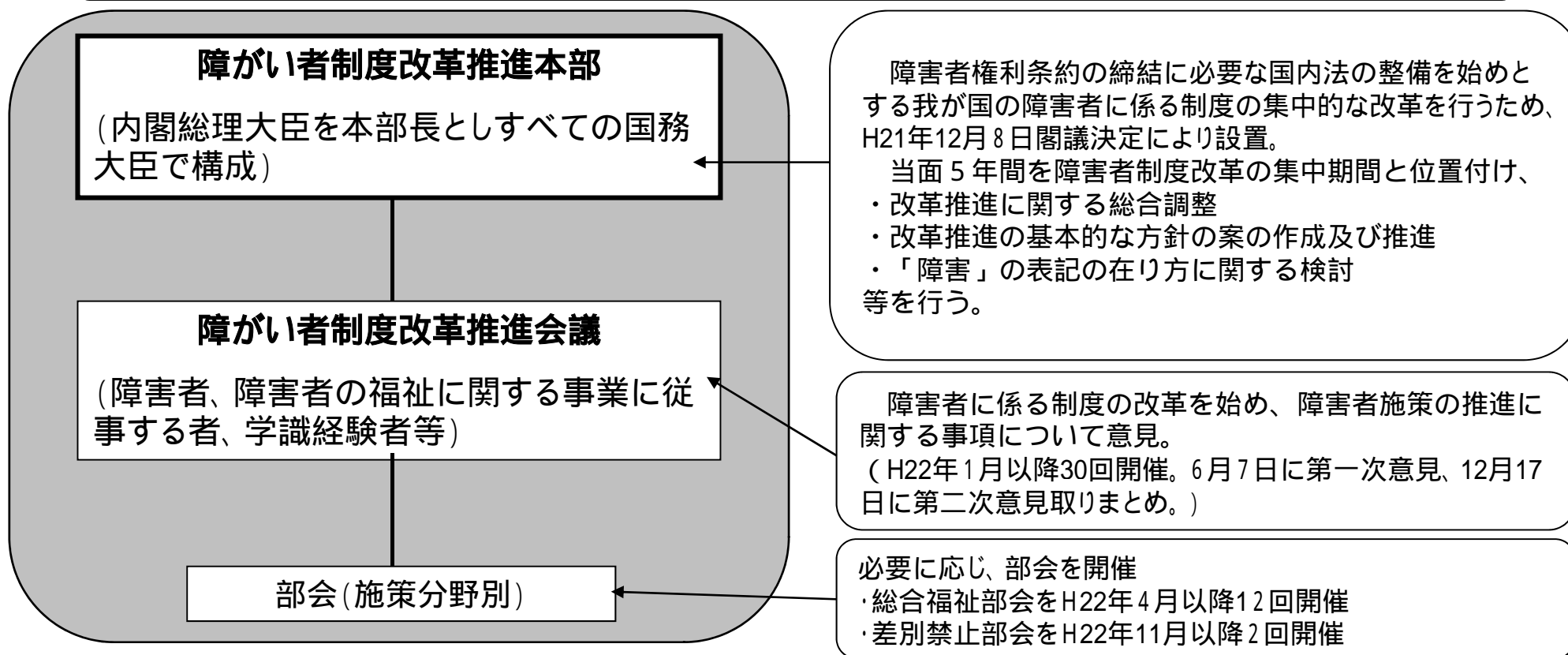
この新たな制度ができるまでの間、平成22年4月から低所得(市町村民税非課税)の障害者及び障害児につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料としている。

また、平成22年12月に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が成立したところ。

# これまでの経緯

- 平成18年 4月 : 障害者自立支援法の施行 (同年10月に完全施行)
- 平成18年12月 : 法の円滑な運営のための**特別対策**  
(利用者負担の更なる軽減、事業者に対する激変緩和措置、新法移行のための経過措置)
- 平成19年12月 : 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた**緊急措置**  
(利用者負担の見直し、事業者の経営基盤の強化、グループホーム等の整備促進)
- 平成20年12月 : 社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
- 平成21年 3月 : 「**障害者自立支援法等の一部を改正する法律案**」国会提出  
同年7月、衆議院の解散に伴い**廃案**
- 
- 平成21年 9月 : **連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針**
- 平成22年 1月 : 厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との**基本合意**  
**障がい者制度改革推進会議**において議論開始
- 平成22年 4月 : **低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化**  
**障がい者制度改革推進会議総合福祉部会**において議論開始
- 4月27日 **自民・公明が障害者自立支援法の改正法案を衆議院に提出**
- 5月26日 **民主・社民・国民が障害者自立支援法の改正法案を衆議院に提出**
- 5月28日 上記2案を撤回の上、**鉢呂吉雄衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法の改正法案を提出** 国会の閉会に伴い**廃案**
- 平成22年 6月 : 「**障害者制度改革の推進のための基本的方向(第一次意見)**」取りまとめ(推進会議)  
「**障害者制度改革の推進のための基本的な方向について**」(閣議決定)
- 11月17日 **牧義夫衆議院厚生労働委員長が障害者自立支援法の改正法案を提出**
- 平成22年12月 : 「**障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律**」が成立  
「**障害者制度改革の推進のための第二次意見**」取りまとめ(推進会議)

# 障害者制度改革の推進体制



開催回数は平成23年2月21日現在

## 【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度(差別禁止部会をH22年11月に設置)
- ・教育
- ・労働・雇用
- ・障害福祉サービス(総合福祉部会をH22年4月に設置)

等

# 障がい者制度改革推進会議構成員名簿

(敬称略 五十音順)

は議長、 は議長代理

大久保 常明	(福)全日本手をつなぐ育成会常務理事	竹下 義樹	(福)日本盲人会連合副会長
大谷 恭子	弁護士	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
大濱 眞	(社)全国脊髄損傷者連合会副理事長	堂本 暁子	前千葉県知事
小川 榮一	日本障害フォーラム代表	中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
尾上 浩二	(NPO)障害者インターナショナル日本会議 事務局長	中西 由紀子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長	長瀬 修	東京大学大学院特任准教授
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会評議員	久松 三二	(財)全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
川崎 洋子	(NPO)全国精神保健福祉会連合会理事長	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
北野 誠一	(NPO)おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長	松井 亮輔	法政大学名誉教授
清原 慶子	三鷹市長	森 祐司	(福)日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	山崎 公士	神奈川大学教授
新谷 友良	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事	オブザーバー	
関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員	遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹
		福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授

# 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会構成員

(敬称略 五十音順)

は部会長、 は副部会長

## 名簿

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長	末光 茂	社団法人日本重症児福祉協会常務理事
荒井 正吾	全国知事会社会文教常任委員会委員、奈良県知事	竹端 寛	山梨学院大学准教授
伊澤 雄一	特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会代表	田中 伸明	社会福祉法人日本盲人会連合
石橋 吉章	社団法人全国肢体不自由児者父母の会 連合会理事	田中 正博	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク代表 理事
伊東 弘泰	特定非営利活動法人日本アピリティーズ協会会長	中西 正司	全国自立生活センター協議会常任委員
茨木 尚子	明治学院大学教授	中原 強	財団法人日本知的障害者福祉協会会長
氏田 照子	日本発達障害ネットワーク副代表	奈良崎 真弓	ステージ編集委員
大久保 常明	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事	西滝 憲彦	財団法人全日本ろうあ連盟
大濱 眞	社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長	野沢 和弘	毎日新聞論説委員
岡部 耕典	早稲田大学准教授	野原 正平	日本難病・疾病団体協議会副代表
小澤 温	筑波大学大学院教授	橋本 操	特定非営利活動法人ALS / MNDサポートセンター さくら会理事長
小田島 栄一	ピープルファースト東久留米代表	東川 悦子	特定非営利活動法人日本脳外傷友の会理事長、 日本障害者協議会副代表
小野 浩	きょうされん常任理事	平野 方紹	日本社会事業大学准教授
尾上 浩二	特定非営利活動法人 障害者インターナショナル日本会議事務局長	広田 和子	精神医療サバイバー
柏女 霊峰	淑徳大学教授	福井 典子	社団法人日本てんかん協会常任理事
河崎 建人	社団法人日本精神科病院協会副会長	福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授
川崎 洋子	特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会理事長	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
門屋 充郎	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会代表理事	藤岡 毅	弁護士・障害者自立支援法訴訟弁護団事務局長
北野 誠一	特定非営利活動法人おおさか地域生活支援 ネットワーク理事長	増田 一世	社団法人やどかりの里常務理事
君塚 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長	三浦 貴子	全国身体障害者施設協議会地域生活支援推進委員会 委員長
倉田 哲郎	箕面市市長	光増 昌久	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 副代表
駒村 康平	慶応義塾大学教授	三田 優子	大阪府立大学准教授
近藤 正臣	全国社会就労センター協議会会長	宮田 広善	全国児童発達支援協議会副会長
斎藤 縣三	特定非営利活動法人共同連事務局長	森 祐司	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事・ 事務局長
坂本 昭文	鳥取県西伯郡南部町長	山本 眞理	全国「精神病」者集団
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	渡井 秀匡	社会福祉法人全国盲ろう者協会評議員
佐野 昇	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 事務局長		
清水 明彦	西宮市社会福祉協議会障害者生活支援グループ グループ長		
水津 正紀	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会理事		

# 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

## 目的・基本的考え方

障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

→ 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

## 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

### 工程表

	平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
<b>横断的課題のスケジュール等</b>	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	次期障害者基本計画決定(12月目途) 障害者総合福祉法案(仮称)の提出	障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討) 8月までの施行	
<b>個別分野における基本的方向と今後の進め方</b> <span style="float: right;">主な事項について記載</span>					
<b>(1) 労働及び雇用</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉的就労への労働法規の適用の在り方 (～23年内)</li> <li>雇用率制度についての検証・検討 (～24年度内目途)</li> <li>職場での合理的配慮確保のための方策 (～24年度内目途)</li> </ul>				
<b>(2) 教育</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向 (～22年度内)</li> <li>手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策 (～24年内目途)</li> </ul>				
<b>(3) 所得保障</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討 (～24年内目途)</li> <li>住宅の確保のための支援の在り方 (～24年内)</li> </ul>				
<b>(4) 医療</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費用負担の在り方(応能負担) (～23年内)</li> <li>社会的入院を解消するための体制 (～23年内)</li> <li>精神障害者の強制入院等の在り方 (～24年内目途)</li> </ul>				
<b>(5) 障害児支援</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談・療育支援体制の改善に向けた方策 (～23年内)</li> </ul>				
<b>(6) 虐待防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待防止制度の構築に向けた必要な検討</li> </ul>		各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定		
<b>(7) 建物利用・交通アクセス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方のバリアフリー整備の促進等の方策 (～22年度内目途)</li> </ul>				
<b>(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 (～24年内)</li> <li>障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策</li> </ul>				
<b>(9) 政治参加</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 (～22年度内)</li> <li>投票所のバリア除去等</li> </ul>				
<b>(10) 司法手続</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策 (～24年内目途)</li> </ul>				
<b>(11) 国際協力</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献</li> </ul>				

## 基礎的な課題における改革の方向性

### (1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

- 障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
- 虐待のない社会づくり

### (2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

## 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

### (1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

- 障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
- 改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
- 改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等

→ 第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

### (2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

- 障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す  
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

### (3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- 制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す



# 障害者制度改革の推進のための基本的な方向について (抜粋)

平成22年6月29日  
閣議決定

政府は、障がい者制度改革推進会議(以下「推進会議」という。)の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)(以下「第一次意見」という。)を最大限に尊重し、下記のとおり、障害者の権利に関する条約(仮称)(以下「障害者権利条約」という。)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものとする。

## 第2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

### 2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

#### (3)「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

### 3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

#### (1)労働及び雇用

いわゆる福祉的就労の在り方について、労働法規の適用と工賃の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(以下「総合福祉部会」という。)における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

#### (4)医療

精神障害者に対する強制入院、強制医療介入等について、いわゆる「保護者制度」の見直し等も含め、その在り方を検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。

「社会的入院」を解消するため、精神障害者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に係る体制の整備について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

精神科医療現場における医師や看護師等の人員体制の充実のための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。

#### (5)障害児支援

障害児やその保護者に対する相談や療育等の支援が地域の身近なところで、利用しやすい形で提供されるようにするため、現状の相談支援体制の改善に向けた具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

障害児に対する支援が、一般施策を踏まえつつ、適切に講じられるようにするための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

#### (6)虐待防止

障害者に対する虐待防止制度の構築に向け、推進会議の意見を踏まえ、速やかに必要な検討を行う。

## 背景・経緯

# 障害者制度改革の推進のための第二次意見(平成22年12月17日障がい者制度改革推進会議)【概要】

障がい者制度改革推進本部の下で、障がい者制度改革推進会議を開催し、平成22年1月から計29回にわたり精力的な審議  
 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)(平成22年6月)」の[第二次意見に基づき、障害者基本法の改正に関する法律案を平成23年の常会に提出すべき]との方針に沿うもの

## 障害者基本法改正の趣旨・目的

個性と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築  
 障害概念を社会モデルへ転換、基本的人権を確立  
 施策の実施状況を監視する機関の創設

## 総則関係

### 1) 目的

・障害の有無にかかわらず個性と人格を尊重する社会の実現 等

### 2) 定義

・「社会モデル」の考え方を踏まえた障害の定義の見直し 等

### 3) 基本理念

・基本的人権の享有主体として、尊厳にふさわしい生活を保障される権利  
 ・権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」の確立  
 ・必要な支援を受けた自己決定に基づく社会参加の権利の確立  
 ・手話等の言語の使用及びコミュニケーション手段の利用(権利条約における「表現及び意見の自由についての権利」の確立) 等

### 4) 差別の禁止

・権利条約を踏まえた障害に基づく差別に係る規定の見直し  
 ・差別及びその防止に関する事例の収集、整理及び提供 等

### 5) 障害のある女性

・複合的な困難を経験している障害のある女性が置かれた状況に配慮 等

### 6) 障害のある子ども

・障害のない子どもと等しく「意見表明権」を含む人権が認められ、地域社会において本人やその保護者等への必要な支援の提供 等

### 7) 国及び地方公共団体の責務

・地域生活と社会参加に必要な支援、障害に基づく差別の防止 等

### 8) 国民の理解・責務

・障害のない人と等しく有する障害者の権利に関する理解を深めること  
 ・障害の有無にかかわらず、相互に権利を尊重  
 ・事業者等は、障害者の権利の実現とその地位の向上に努める 等

### 9) 国際的協働

・国際的協働の下で障害者施策を推進 等

### 10) 障害者週間

・障害者の社会参加を促進する観点から位置づけ、民間団体等の参画 等

### 11) 施策の基本方針

・社会的な要因を除去する観点から実施、障害者の性別、年齢、障害の状態に配慮、生活の実態や困難さに基づいた支援の提供  
 ・権利条約における「地域社会で生活する平等の権利」を踏まえ実施  
 ・施策を講ずるに当たって、障害者等の意見を可能な限り尊重 等

### 12) その他

・障害者等の参画を得て、障害者基本計画等を策定  
 ・差別禁止法制を含む必要な法制上及び財政上の措置を実施  
 ・障害者の状況、講じた施策等の概況報告を毎年国会に提出 等

## 基本的施策関係

### 1) 地域生活

・必要に応じた支援の提供、障害者の地域移行の計画的推進  
 ・利用者負担に関して、本人の所得を基礎とすること 等

### 2) 労働及び雇用

・合理的配慮及び必要な支援の提供、生計を立て得る収入と働く機会の確保  
 ・多様な就業の場の創出と仕事の確保  
 ・障害者雇用義務の対象拡大 等

### 3) 教育

・インクルーシブな教育制度の構築(障害のある子とない子が同じ場で共に学ぶことを原則)  
 ・就学先の決定は本人・保護者の意思に反しないことを原則  
 ・障害のある子どもに合理的配慮や必要な支援の提供 等

### 4) 健康、医療

・人権を確保しつつ、必要な医療が提供されること  
 ・身近なところでの必要な医療や支援サービスの提供  
 ・難病等の治療や症状の軽減に係る調査研究の推進 等

### 5) 障害原因の予防

・公衆衛生又は医療施策の一環として実施 等

### 6) 精神障害者に係る地域移行の促進と医療における適正手続の確保

・地域移行の計画的推進、地域社会での自立した生活  
 ・医療における適正手続の保障 等

### 7) 相談等

・必要なコミュニケーション手段の提供と身近な地域での相談  
 ・相談体制の整備、障害者自身や家族による相談、相談を行う者への必要な研修 等

### 8) 住宅

・地域移行の促進 様々な障害者自らの必要に応じた住宅の確保 等

### 9) ユニバーサルデザインと技術開発

・ユニバーサルデザインの理念の施策への反映  
 ・福祉用具等の研究開発や普及 等

### 10) 公共施設のバリアフリー化と交通・移動の確保

・地方部におけるバリアフリー化の計画的推進、合理的配慮を確保するための施策 等

### 11) 情報アクセスと言語・コミュニケーション保障

・様々な情報にアクセスし、自ら必要とする多様なコミュニケーション手段等が利用できること  
 ・障害の特性に配慮した伝達手段による災害情報の提供 等

### 12) 文化・スポーツ

・様々な文化・スポーツ活動を可能とするための施策 等

### 13) 所得保障

・地域社会で自立した生活ができるための年金、手当等、障害のために追加的に要する負担軽減を図るための施策 等

### 14) 政治参加

・障害の種類や特性に応じた施策  
 ・選挙等に係る情報の提供や投票について障害の特性に配慮 等

### 15) 司法手続

・障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保  
 ・関係職員に対する障害の理解に関する研修 等

### 16) 国際協力

・外国政府、国際機関又は民間団体等との連携や協力  
 ・国際協力事業全般におけるバリアフリー化の促進 等

## 推進体制

(国)  
 ・中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、障害当事者等が過半数を占める新たな審議会組織を設置  
 ・障害者基本計画及び障害者に関する基本的な政策に関する調査審議を行うとともに、施策の実施状況を監視し、必要に応じて応答義務を伴う勧告を実施  
 ・改革の集中期間において、制度改革の推進に関する事項についても調査審議  
 関係行政機関・団体等に対し必要な協力を求め、また委員の適正な待遇を確保(地方)  
 ・地方に置かれる審議会組織は、障害当事者等が過半数を占める構成とし、新たに施策の実施状況に関する監視事務を追加

## 「障害」の表記

・法令等では、当面「障害」を使用  
 ・改革期間内を目途に一定の結論

# 障害者基本法の一部を改正する法律案【概要】

## 総則関係 (公布日施行)

### 1) 目的規定の見直し (第1条関係)

・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

等

### 2) 障害者の定義の見直し (第2条関係)

・身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(事物、制度、慣行、観念等)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

等

### 3) 地域社会における共生等 (第3条関係)

「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と同じく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る

- ・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- ・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ・全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること

等

### 4) 差別の禁止 (第4条関係)

・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。  
・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。  
・差別等の防止に関する啓発及び知識の普及

等

### 5) 国際的協調 (第5条関係)

・1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

等

### 6) 国及び地方公共団体の責務 (第6条関係)

・3)から5)までに定める基本原則にのっとり、施策を実施する責務

等

### 7) 国民の理解 (第7条関係)

・国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策

等

### 8) 国民の責務 (第8条関係)

・国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

等

### 9) 障害者週間 (第9条関係)

・事業の実施に当たり、民間団体等と相互に緊密な連携協力を図る

等

### 10) 施策の基本方針 (第10条関係)

・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施  
・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

等

## 基本的施策関係 (公布日施行)

### 1) 医療、介護等 (第14条関係)

・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、適切な支援を受けられるよう必要な施策  
・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

等

### 2) 教育 (第16条関係)

・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策  
・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上並びに学校施設その他の環境の整備の促進

等

### 3) 療育 (第17条関係)

・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策

等

### 4) 職業相談等 (第18条関係)

・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等

等

### 5) 雇用の促進等 (第19条関係)

・国、地方公共団体、事業者における雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策  
・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

等

### 6) 住宅の確保 (第20条関係)

・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

等

### 7) 情報の利用におけるバリアフリー化等 (第22条関係)

・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう必要な施策  
・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策

等

### 8) 相談等 (第23条関係)

・障害者の家族その他の関係者に対する相談業務

等

### 9) 文化的諸条件の整備等 (第25条関係)

・障害者が円滑に文化活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

等

### 10) 選挙等における配慮【新設】 (第26条関係)

・選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

等

### 11) 司法手続における配慮等【新設】 (第27条関係)

・刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

等

### 12) 国際協力【新設】 (第28条関係)

・外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

等

## 障害者政策委員会等 (公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日)

### 国) 障害者政策委員会 (第30～33条関係)

・中央障害者施策推進協議会を改組し、非常勤委員30人以内で組織する障害者政策委員会を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから任命)  
・障害者基本計画の策定に関する意見具申、同計画に関し調査審議し、必要があると認めるときは意見具申  
・同計画の実施状況を監視し、必要があると認めるときは総理又は総理を通じて関係各大臣に勧告

等

等

等

・関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明等の協力を求めることができる。

等

### 地方) 審議会その他の合議制の機関 (第34条関係)

・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加

# 総合福祉部会2010年から2011年活動スケジュール(案)

	2010年							2011年								
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
<b>部会 全体会</b>	22 日	27 日	31 日	21 日	26 日	19 日	7 日	25 日	15 日		26 日	31 日	23 日			
	新法の論点についての 共通理解を深める				第1期課題別作業 チーム検討案を議論				第2期課題別作業 チーム検討案を議論				新法の 骨格整理		新法の 骨格提言	
<b>部会作業 チーム</b>	6月 7月 8月 9月			10月 11月 12月			1月	2月	3月 4月 5月			6月	7月	8月		
	<p>新法策定にあたり、より 詰めた議論や検討が必要 な課題について、課題 別作業チームを編成し、 全体会議に諮る検討案 を作成する。 (部会全体会の後に、作 業チームに別れて協議 検討)</p>			<p><b>第1期作業チーム</b> 1月に報告書提出</p> <p>法の理念・目的 【藤井克徳座長】</p> <p>障害の範囲 【田中申明座長】</p> <p>選択と決定・相談支援 プロセス(程度区分) 【茨木尚子座長】</p> <p>施策体系(訪問系) 【尾上浩二座長】</p> <p>日中活動とGH・CH・ 住まい方支援 【大久保常明座長】</p> <p>地域生活支援事業の 見直しと自治体の役割 【森祐司座長】</p>			第1期作業チーム報告討議	第1期報告書に対する厚生労働省からのコメント	<p><b>第2期作業チーム</b> 5月に報告書提出</p> <p>選択と決定・相談支援 プロセス(程度区分) 【茨木尚子座長】</p> <p>地域移行 【大久保常明座長】</p> <p>地域生活の資源整備 【森祐司座長】</p> <p>利用者負担 【田中申明座長】</p> <p>報酬や人材確保等 【藤岡毅座長】</p>			第2期作業チーム報告討議	第2期報告書に対する厚生労働省からのコメント			
	<p>検討状況の報告 毎回の部会で「議事概 要」提出</p>															
<b>障がい者 制度改革 推進会議と の合同作 業チーム</b>	6月 7月 8月 9月			10月 11月 12月			1月	2月	3月 4月 5月			6月	7月	8月		
	<p>就労、医療、児童分野につ いては合同作業チームで論 点の整理・検討を行う。</p>			<p>就労(労働及び雇用) 【松井亮輔座長】</p> <p>医療(主に精神分野) 医療(その他の医療一般) 【堂本暁子座長】</p> <p>障害児支援 【大谷恭子座長】</p>												

# 障害者自立支援法等の改正について

# 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

## 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

## 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

## 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

## 相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行（予定）

- 相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）
- 支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勸案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

## 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行）
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

## 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成23年10月1日（予定））から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
  - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
- (その他) (1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行  
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日（予定））から施行

# 障害者自立支援法一部改正法の施行に向けた当面のスケジュール案(主なもの)

	平成23年				平成24年
	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
平成23年10月施行分					
グループホーム・ケアホーム利用の際の助成		事務処理要領改訂案等の提示	政省令・告示の公布	(施行)	
同行援護の創設		同行援護に係る基準、報酬等の案の提示	政省令・告示の公布 ・事業者の準備指定	(施行)	
平成24年4月施行分					
利用者負担の見直し					政省令の公布 利用者負担認定の手引き改訂案の提示
相談支援体制の充実		地域相談支援及び計画相談支援に係る基準、報酬等の基本的な考え方の提示 基幹相談支援センターの役割等の基本的な考え方の提示		地域相談支援及び計画相談支援に係る基準省令の公布	地域相談支援及び計画相談支援に係る報酬告示の公布 ・事業者の準備指定
障害児支援の強化		施設体系の一元化に係る基準、報酬等の基本的な考え方の提示		施設体系の一元化に係る基準省令の公布	施設体系の一元化に係る報酬告示の公布 ・事業者の準備指定
事業者の業務管理体制の整備		業務管理体制の整備に係る基準等の基本的な考え方の提示			政省令の公布 業務管理体制データ管理システム整備 (～平成24年9月) 確認検査指針等の発出

「」は厚生労働省において実施する事項。「・」は地方自治体において実施する事項。

## 趣旨

(施行期日)  
公布日施行

## 趣旨

(課題) 改正の趣旨を明確にする必要。

→ 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者及び障害児の地域生活を支援するため、関係法律を整備するものであることを明記。



## 利用者負担の見直し

(施行期日)  
平成24年4月1日までの政令で  
定める日(平成24年4月1日  
(予定))から施行

### 利用者負担の規定の見直し

(課題) 累次の対策により、負担上限額は大幅に引き下げられており、実質的に負担能力に応じた負担になっているが、法律上は1割負担が原則となっている。

→ **法律上も負担能力に応じた負担が原則であることを明確化。**  
(ただし、サービス利用量が少なく、1割負担の方が低い場合には1割)

例えば、現在、市町村民税非課税世帯については、利用者負担は無料。

利用者の実質負担率0.37%(H22.10国保連データ)。

### 利用者負担の合算

(課題) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担の上限額は、それぞれに別に設定されている。

→ **高額障害福祉サービス費について補装具費と合算**することで、利用者の負担を軽減。

## 利用者負担の規定の見直し（平成24年4月1日施行予定）

今般の改正により、負担能力に応じた利用者負担とすることを法律上明確化。

これにより、障害者等に支給される介護給付費等の月額、以下のとおりとなる。

**（改正前）障害福祉サービスに要する費用の額の100分の90**



〔ただし、当該費用の1割相当額が、家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額を超える場合は、支給される月額を100分の90を超え100分の100以下の範囲内で調整。〕

**（改正後）障害福祉サービスに要する費用の額 -**

**家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額**

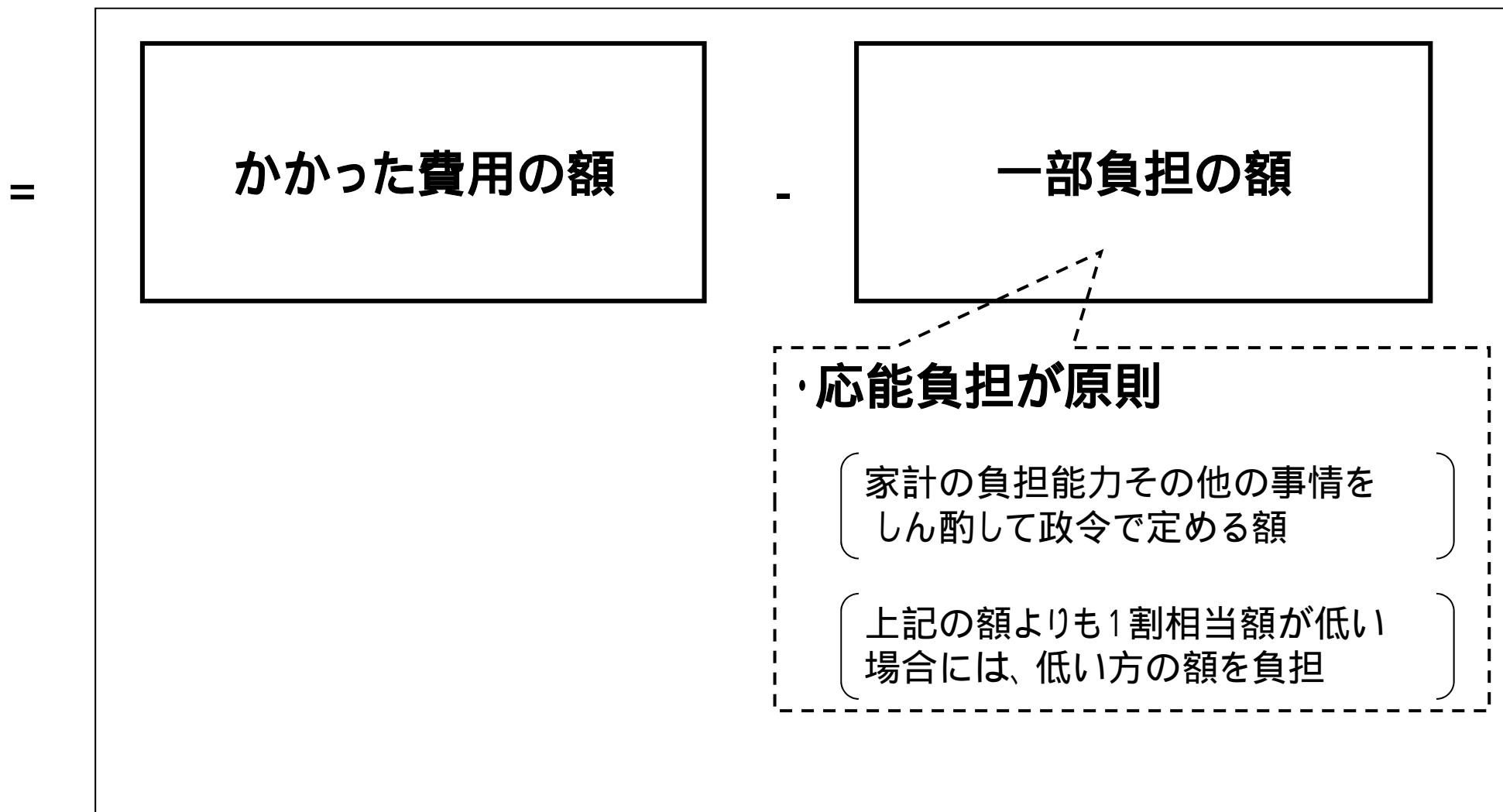
〔ただし、当該政令で定める額が当該費用の1割相当額を超えるときは、当該1割相当額〕

自立支援医療、補装具、障害児通所支援、障害児入所支援等に係る利用者負担及び給付費についても同様。

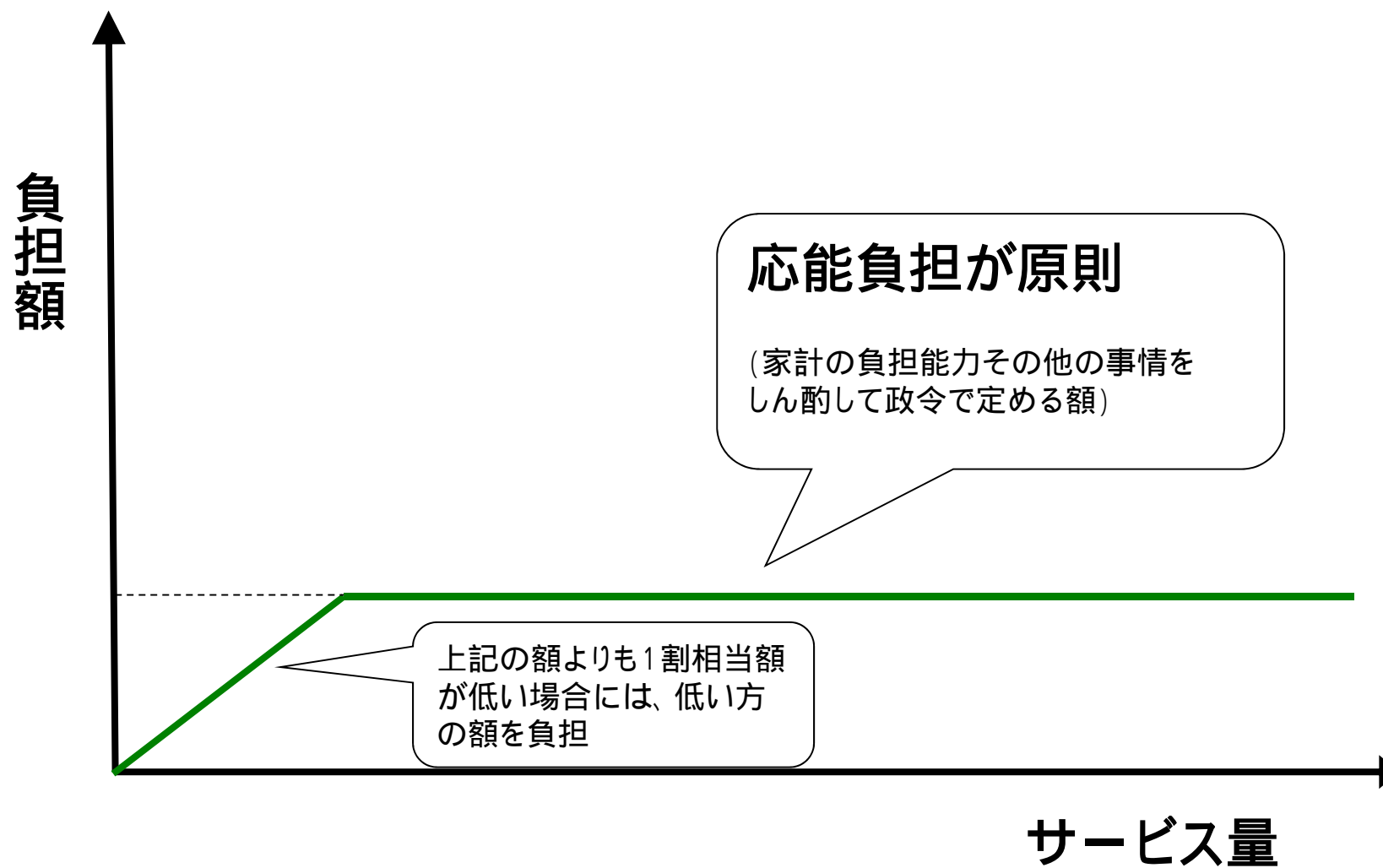
「家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額」（負担上限月額）、その判定基準（階層区分、世帯の範囲等）などについては、予算編成等を踏まえて決定。

# 利用者負担に係る規定の見直しについて

## 市町村が障害者に対して支給する給付費の月額



# 利用者負担の規定の見直し



## 利用者負担の合算（平成24年4月1日施行予定）

今般の改正により、高額障害福祉サービス費等の支給対象に補装具に係る利用者負担を加え、高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を支給。

高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費は、同一の世帯に属する支給決定障害者等に係る以下の利用者負担の合算額が一定の額を超える場合に、当該超える部分に相当する額を支給（償還）するもの。

障害福祉サービスに係る利用者負担

補装具に係る利用者負担

介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担

障害児通所支援に係る利用者負担

障害児入所支援に係る利用者負担

詳細は、予算編成等を踏まえて決定するが、基本的な考え方は以下のとおり。

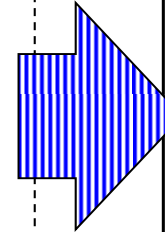
- ・ 自立支援医療、療養介護医療、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に係る利用者負担については、従来と同様、合算の対象外であること。
- ・ 高額障害福祉サービス等給付費、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費を併給する場合は、それぞれの支給（償還）額につき、従来と同様の方法により按分して算出するものであること。

高額障害福祉サービス等給付費及び高額障害児通所給付費は市町村、高額障害児入所給付は都道府県、指定都市及び児童相談所設置市において支給

# 高額障害福祉サービス費の補装具費との合算

現在、「高額障害福祉サービス費」は、次の各サービスの利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を償還して給付する制度。

- 同一世帯の他の者が利用する障害福祉サービスに係る費用
- 障害福祉サービス利用者本人が利用する介護保険法上のサービスに係る費用
- 同一世帯の児童が利用する児童福祉法に基づく障害児支援に係るサービスに係る費用



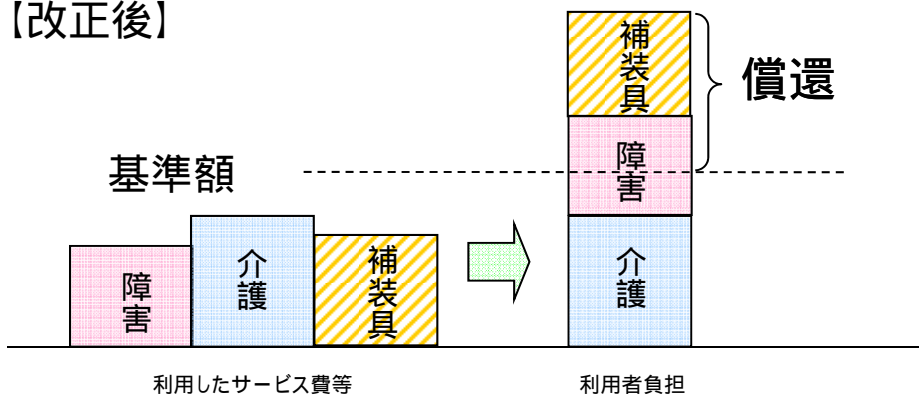
**新たに補装具費も  
合算対象となる費用とする( )**

補装具費支給制度の利用者負担は、原則として定率(1割)負担。負担上限月額あり。

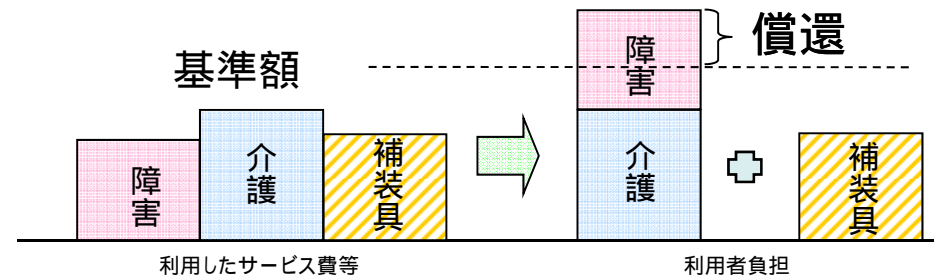
補装具費は、世帯の中に市町村民税所得割額が46万以上の者がいる場合は公費負担の対象外(現行どおり)。

<例:同一人が障害福祉と介護保険のサービスを利用及び補装具費の支給を受けている場合>

【改正後】



【現行】



(施行期日)  
公布日施行

## 障害者の範囲の見直し

### 障害者の範囲の見直し

(課題) 発達障害は、概念的には精神障害に含まれるが、そのことが明確にされていない。

→ 障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、**発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示。**

発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害の定義規定も置かれている。  
あわせて、高次脳機能障害が対象となることについて、通知等で明確にする。

## 相談支援の充実

(施行期日)  
原則として平成24年4月1  
日施行(予定)

### 相談支援体制の強化

(課題) 障害者の地域生活にとって相談支援は不可欠であるが、市町村ごとにとり組状況に差がある。  
また、地域の支援体制づくりに重要な役割を果たす自立支援協議会の位置付けが法律上不明確。

- 地域における相談支援体制の強化を図るため 中心となる総合的な相談支援センター(基幹相談支援センター)を市町村に設置。
- 自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設ける。
- 地域移行や地域定着についての相談支援の充実(地域移行支援・地域定着支援の個別給付化)。

### 支給決定プロセスの見直し等

(課題) サービス利用計画の作成については、計画の作成が市町村の支給決定後となっている、対象が限定されている、などの理由からあまり利用されていない。

- 支給決定の前に サービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直し。
- サービス等利用計画作成の対象者を 大幅に拡大。  
現在のサービス利用計画作成費の対象者は、重度障害者等に限定されており、利用者数は2,731人(H21.4)。



# 「障害者」の相談支援体系

現行

見直し後

一般的な相談支援

市町村(指定相談支援事業者に委託可)

障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村(指定特定・一般相談支援事業者に委託可)

障害者・障害児等からの相談(交付税)

サービス利用計画作成

指定相談支援事業者

事業者指定は、都道府県知事が行う。

指定相談支援(個別給付)

- ・サービス利用計画作成
- ・モニタリング

障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者

事業者指定は、市町村長が行う。

計画相談支援(個別給付)

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

- ・計画を決定の参考
- ・対象拡大

地域移行・定着支援

居住サポート事業(地域生活支援事業費補助金)  
実施主体:市町村(指定相談支援事業者に委託可)

精神障害者地域移行地域定着支援事業(補助金)  
実施主体:都道府県(指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

指定一般相談支援事業者

事業者指定は、都道府県知事が行う。

地域相談支援(個別給付)

- ・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
- ・地域定着支援(24時間の相談体制)

基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

# 「障害児」の相談支援体系

現行

見直し後

一般的な相談支援

市町村(指定相談支援事業者に委託可)

障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村(指定特定・一般相談支援事業者  
に委託可)

障害者・障害児等からの相談(交付税)

居宅系利用計画作成

指定相談支援事業者

事業者指定は、都道府県知事が行う。

指定相談支援(個別給付)

- ・サービス利用計画作成
- ・モニタリング

障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者

事業者指定は、市町村長が行う。

計画相談支援(個別給付)

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

- ・計画を決定の参考
- ・対象拡大

児童福祉法

通所利用計画作成

通所サービスの利用については

児童相談所で判断し、決定

創設

障害児相談支援事業者

事業者指定は、市町村長が行う。

障害児相談支援(個別給付)

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

法律上、基本相談支援を行う前提ではないことに留意

入所施設は、引き続き児童相談所で実施

# 基幹相談支援センター

## 設置できる者

市町村

市町村が委託  
する者

(社会福祉法人、  
NPO等)

設置するかどうか  
は市町村の任意

《基幹相談支援センター》

身体障害者、知的障害  
者、精神障害者の相談  
を総合的に行う

地域における相談支援の  
中核的な役割を担う機関

(基幹相談支援センターが行う業務のイメージ)

自ら、障害者等の相談、情報提供、助言を行う。

地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行う。

# 地域移行支援・地域定着支援について

## 1. 地域移行支援

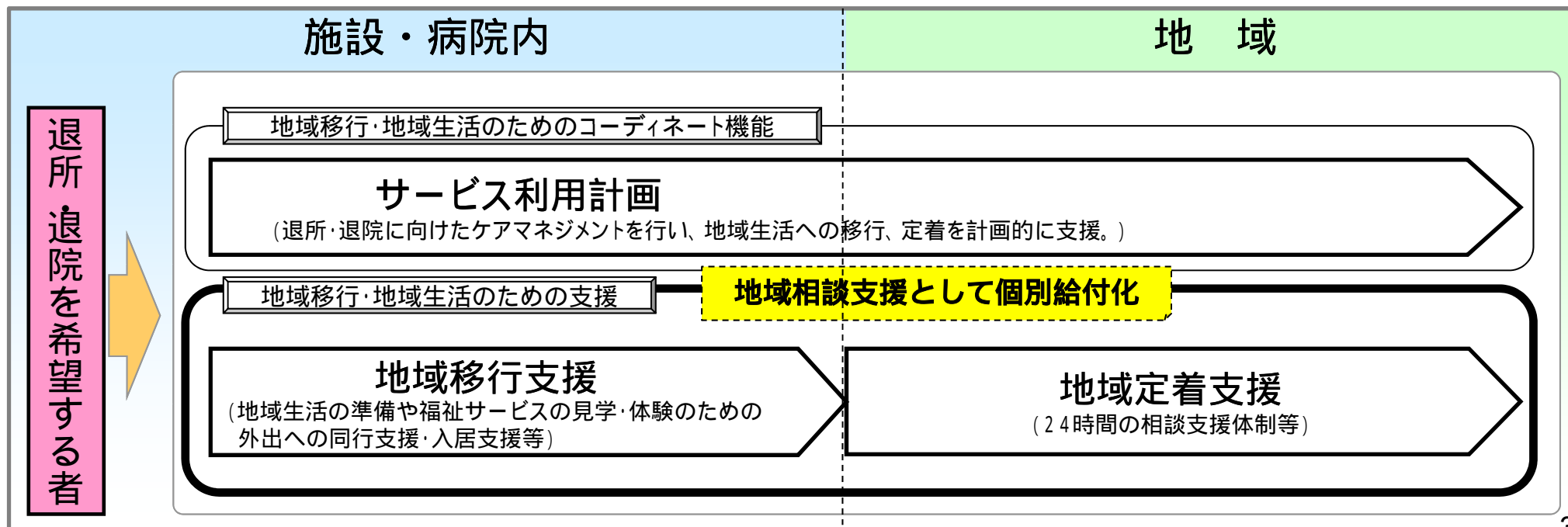
施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。

→ 現行の「精神障害者地域移行支援特別対策事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

## 2. 地域定着支援

居宅で一人暮らししている者については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。

→ 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を個別給付に。

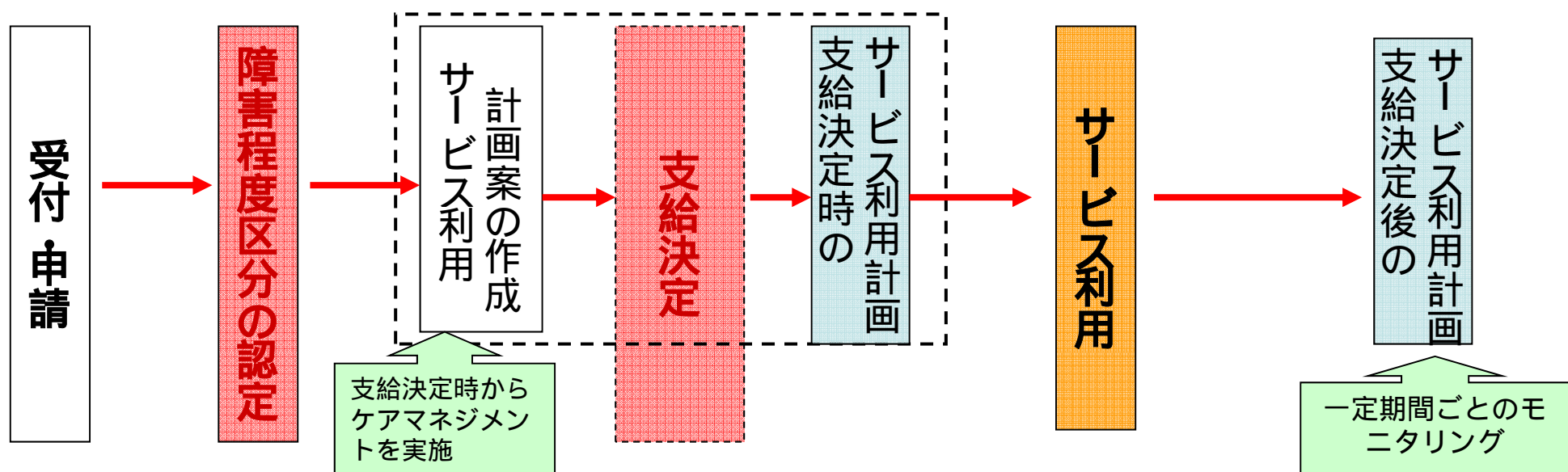


# 支給決定プロセスの見直し

市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた相談支援事業者が作成するサービス利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うこととする。

- \* 上記の計画案に代えて、省令で定める計画案(セルフケアプラン等)を提出できることとする。
- \* 相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について市町村が指定することとする。
- \* サービス利用計画作成対象者を拡大する。

支給決定時のサービス利用計画の作成、及び支給決定後のサービス利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。



## 障害児支援の強化

(施行期日)  
平成24年4月1日施行

### 児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

(課題) 障害を持つ子どもが身近な地域でサービスを受けられる支援体制が必要。

- 重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等にわかれている現行の障害児施設(通所・入所)について一元化。
- 在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とする(入所施設の実施主体は引き続き都道府県)。

### 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

(課題) 放課後や夏休み等における居場所の確保が必要。

- 学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設。

( 20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。 )

(課題) 保育所等に通う障害児に対して、集団生活への適応のための支援が必要。

保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設。

## 在園期間の延長措置の見直し

(課題) 18歳以上の障害児施設入所者について、障害者施策として対応すべきとの意見。  
(障害児支援の関係者で構成された『障害児支援の見直しに関する検討会』中での議論)

→ 18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策(障害者自立支援法)で対応するよう見直し。

(その際、必要な支援の継続措置に関する規定や、現に入所している者が退所させられることがないようにするための必要な規定を設ける。特に重症心身障害者については十分に配慮する。)

# 障害児支援の強化

## (1) 障害児通所支援 (児童福祉法第6条の2等)

通所支援・児童デイサービスについて、障害種別による区分をなくし、「児童発達支援事業(センター)」「医療型児童発達支援事業(センター)」として一元化して、多様な障害の子どもを受け入れられるようにする。その際、障害特性に応じた対応ができるよう配慮。

新たに、「放課後等デイサービス事業」、「保育所等訪問支援事業」を創設する。

給付についての実施主体を、市町村とする。

## (2) 障害児入所支援 (児童福祉法第7条等)

入所支援について、障害の重複化等を踏まえ、障害種別による区分をなくし、「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」として一元化する。その際、障害特性に応じた対応ができるよう配慮。

在園期間の延長措置を見直し、満18歳以上の入所者(いわゆる加齢児)については、児童福祉法ではなく障害者施策で対応するように見直す。

その際、支援の継続のための措置や、現に入所している者が退所させられないよう附則に必要な規定を設ける。特に、重症心身障害者については十分に配慮する。



# 障害児支援施策の見直し

<< 障害者自立支援法 >> 【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >> 【都道府県】

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設  
・難聴幼児通園施設

肢体不自由児施設  
・肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児・者通園事業(補助事業)

知的障害児施設  
・知的障害児施設  
・第一種自閉症児施設(医)  
・第二種自閉症児施設

盲ろうあ児施設  
・盲児施設  
・ろうあ児施設

肢体不自由児施設  
・肢体不自由児施設(医)  
・肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

<< 児童福祉法 >> 【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ① 保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型
- ・医療型

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

## 地域における自立した生活のための支援の充実

(施行期日)  
平成24年4月1日までの  
政令で定める日(平成23年10  
月1日(予定))から施行

### グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

(課題) 障害者の地域移行を促進するため、障害者が安心して暮らせる「住まいの場」を積極的に確保する必要がある。

→ グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設(居住に要する費用の助成)。

### 重度の視覚障害者の移動支援の個別給付化

(課題) 移動支援について、重度の肢体不自由者や知的障害者及び精神障害者については、自立支援給付とされているが、重度の視覚障害者については、地域生活支援事業(補助金)の中で行われているのみ。

→ 重度の視覚障害者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とする。

# グループホーム・ケアホームの利用の際の助成

## 1 目的

グループホーム・ケアホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するもの。

## 2 対象者

グループホーム・ケアホーム利用者(市町村民税課税世帯を除く)

## 3 助成額(月額)

家賃を助成対象とし、利用者1人当たり月額1万円を上限

家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成。

月の途中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を助成。

家賃に対する助成は、他の障害福祉サービスに係る報酬と同様に、翌々月となる。

(例:平成23年10月分は平成23年12月に支給)

## 4 負担率

1 / 2 (負担割合 国1 / 2、都道府県1 / 4、市町村1 / 4)

## 5 施行期日

平成23年10月1日

# 重度視覚障害者に対する移動支援の個別給付化（同行援護の創設）

## 1 目的

地域における自立した生活の支援を充実させるため、重度視覚障害者（児）の移動支援について、「同行援護」として障害福祉サービスに位置付け、自立支援給付費の対象とするもの。

対象者やサービス内容の範囲、事業者の指定基準の内容、国庫負担基準等については、今後検討を行う。

## 2 負担率

1 / 2 （負担割合 国1 / 2、都道府県1 / 4、市町村1 / 4）

## 3 施行期日

平成23年10月1日

## その他

(施行期日)

(1)(3)(6): 公布日施行

(2)(4)(5): 平成24年4月1日までの  
政令で定める日(平成24年  
4月1日(予定))から施行

### (1) 「その有する能力及び適性に応じ」の削除

(課題) 能力及び適性に応じたサービス量しか支給しないように読まれるおそれ。

→ 目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言を削除。

### (2) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

(課題) 成年後見制度利用支援事業は、相談支援事業の事業内容の一つであり、実施していない市町村がある。

市区町村における成年後見制度利用支援事業の実施状況 40%(平成22年4月)

→ 法律上、市町村の地域生活支援事業の必須事業とする。

### (3) 児童デイサービスに係る利用年齢の特例

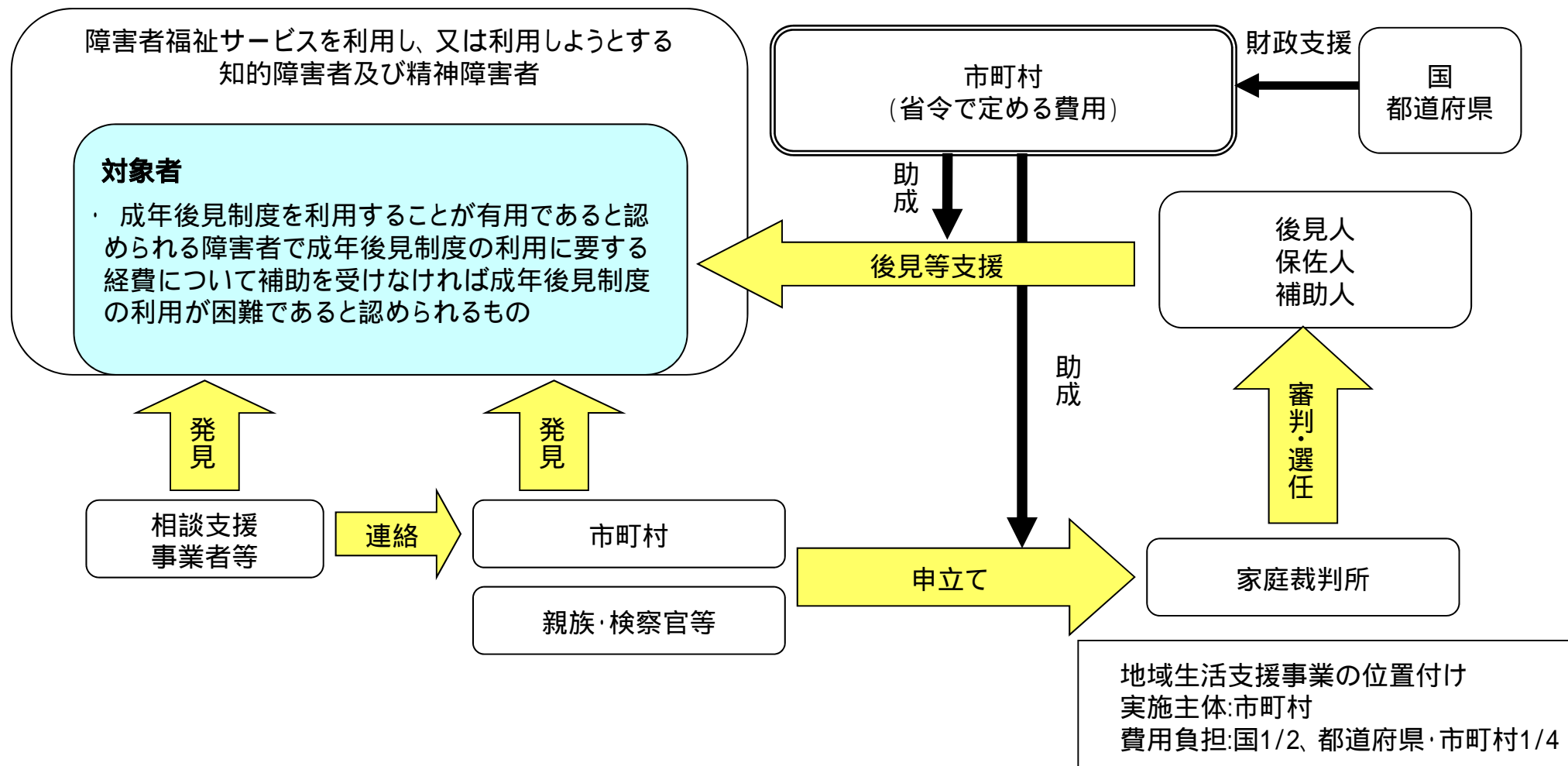
(課題) 児童デイサービスの利用は、18歳未満。在学中に、利用できなくなる。

児童デイサービスを20歳に達するまで利用できるように特例を設ける。

# 成年後見制度利用支援事業の必須事業化

成年後見制度利用支援事業について、市町村における制度の実施の促進を図るため、市町村の地域生活支援事業の必須事業化。

対象者は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者で成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるもの。



#### (4) 事業者の業務管理体制の整備等

(課題) 障害福祉サービス事業の運営をより適正化することが必要。

→ 事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備、事業廃止時のサービス確保対策等。

#### (5) 精神障害者の地域生活を支える精神科救急医療の整備等

(課題) 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活の支援を推進することが必要。

→ 都道府県による精神科救急医療体制の確保について法律上位置付け等。

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正】

→ 精神保健福祉士が、精神障害者の地域生活における相談支援を担っていることの明確化等。

【精神保健福祉士法の改正】

#### (6) 検討

(課題) 難病の者等に対する支援及び障害者等に対する全般的な移動支援の充実が必要。

→ 政府は、障害保健福祉施策を見直すに当たって、難病の者等に対する支援及び障害者等に対する移動支援の在り方について必要な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 障害者自立支援法等の改正による事業者の業務管理体制の整備等

障害福祉サービス事業者等による適正なサービスの提供を確保するため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策、連座制の見直し、事業廃止時のサービス確保など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制)

事業者の法令遵守の履行を確保する必要

業務管理体制の整備

事業者単位の規制として、法令遵守の義務の履行が確保されるよう新たに業務管理体制の整備を義務付け

(監査指導時)

事業者の本部への検査権限がない

不正行為への組織的な関与が確認できない

本部への立入検査等

不正行為への組織的な関与が疑われる場合は、都道府県等による事業者の本部等への立入検査権を創設

(監査中の事業廃止等)

不正事業者による処分逃れ

監査中の廃止届により処分ができない  
同一法人グループへの譲渡に制限がない

処分逃れ対策

事業所の廃止届を事後届出制から事前届出制へ変更。また、立入検査中に廃止届を出した場合を指定・更新の欠格事由に追加

指定取消を受けた事業者が密接な関係にある者に事業移行する場合について、指定・更新の欠格事由に追加

(指定・更新時)

「一律」連座制の問題

組織的な不正行為の有無に関わらず一律連座  
—自治体の指定取消が、他の自治体の指定権限を過度に制限

指定・更新に係る欠格事由の見直し

いわゆる連座制の仕組みは維持し、不正行為に係る事業者の責任の程度を考慮し、自治体が指定・更新の可否を判断

(廃止時のサービス確保)

事業廃止時のサービス確保対策が不十分

サービス確保対策の充実

事業廃止時のサービス確保に係る事業者の義務を明確化

事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合を、勧告・命令の事由に追加

行政が必要に応じて事業者の実施する措置に対する援助を行う



# 事業者の業務管理体制の監督体制

## 業務管理体制の監督権者

### 国

以下のうち事業所又は施設等が2以上の都道府県に所在する事業者又は施設等の設置者

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者
- ・ 指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定医療機関
- ・ 指定障害児相談支援事業者

のぞみの園

### 都道府県

以下のうち同一都道府県内に事業所又は施設等が所在する事業者又は施設等の設置者

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者
- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定医療機関

以下のうち事業所が同一都道府県内の2以上の市町村に所在する事業者

- ・ 指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児相談支援事業者

### 市町村

以下のうち事業所が同一市町村内に所在する事業者

- ・ 指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児相談支援事業者

・ 届出に関する連携

・ 業務管理体制の整備に関する事項の届出

・ 報告徴収、質問、立入検査の実施  
・ 勧告、命令等の実施

・ 報告等の権限行使の際の連携  
・ 指定権者からの権限行使の要請

### 事業者 施設等の設置者

事業者等の業務管理体制に関する基準、業務管理体制確認検査指針（仮称）、業務管理体制の整備に必要な事業者データ等の管理方法等については追って連絡するが、基本的に介護保険制度と同様の仕組みとする予定。施行当初の届出について、一定の経過措置を検討中。基準該当障害福祉サービス事業者は対象外。

## 事業者・施設等の指定権者

### 市町村

- ・ 指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児相談支援事業者

### 都道府県

- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者
- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設
- ・ 指定医療機関

## 衆議院厚生労働委員会決議 平成22年11月17日

### 障害保健福祉の推進に関する件

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。
  - 二 指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。
- 右決議する。

## 参議院厚生労働委員会附帯決議 平成22年12月3日

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、今後の障害保健福祉施策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、平成二十五年八月までの実施を目指して、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すなど検討すること。
  - 二、指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成する際に、障害者等の希望等を踏まえて作成するよう努めるようにすること。
- 右決議する。